

# 任意継続資格取得申出のポイント

申出書に記入漏れ等があると、申出書をお返しし、保険証の交付にお時間をいただくことになります。  
スムーズに保険証を交付するために、届出の際に、ご注意いただきたいポイントをお伝えします。

## ポイント1 記入漏れ・記入誤り注意

電話番号 (日中の連絡先) TEL 078 (●●●)●●●

勤務していた事業所の名称 **〇〇株式会社** 所在地 **宇都宮市●●●**

資格喪失年月日 (退職日の翌日) 令和 **1**年 **5**月 **21**日

保険料の納付方法  1. 口座振替 (毎月納付)  2. 5か月前納  3. 12か月前納  4. 別送  **漏れ注意**

**記入漏れ注意** フリガナの記入漏れ注意

氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別
協会 <b>花子</b>	昭和40年12月22日	女	妻	主婦	70万円	同居
協会 <b>次郎</b>	平成12年5月1日	男	子	〇〇大学1年生	0万円	同居
						別居(国内在住)
						別居(海外在住)

マイナンバー: 1:2:3:4:5:6:7:8:9:1:0:1 (妻), 1:2:3:4:5:6:7:8:9:1:2:2 (子)

社会保険労務士の提出代行者記載欄  
株式会社番号: 200110 協会使用欄: 1

全国健康保険協会 協会けんぽ

### 申請期限

任意継続被保険者資格取得申出書は、**ご退職日の翌日から20日以内の提出が必要です。**

### ご家族のマイナンバー

**必ず記入してください。**  
※マイナンバーを記入しても、扶養認定のための添付書類は**必要**です。

### ご本人のマイナンバー

保険証の記号番号を記入した場合、**記入不要**です。  
※マイナンバーを記入された場合、**番号確認・身元確認書類**が必要になります。**これらが添付されていないと、申出書をお返しします。**

## ポイント2 扶養認定のための添付書類漏れ注意

ご家族を扶養家族として申請する場合に、**必要な書類が添付されていないケース**があります。  
**必要な書類は次ページでご確認ください。**

### 扶養家族になる条件

- 主として被保険者の収入により生計を維持されている、3親等内の親族であること (被保険者と同居していることが条件の場合あり)
- 年収が**130万円未満**※であること  
被保険者と別居の場合は、年収が**130万円未満**※で**被保険者からの仕送り額より少ない**こと  
※**60歳以上**または障害厚生年金受給者等の場合は**180万円未満**

# 扶養認定を受けるための必要書類について

ご家族を扶養家族として申請する場合の必要書類は、条件によって異なります。必ずご確認ください。

## 申請するご家族は…

在職時から扶養家族

はい

被保険者と同居

はい

Aが必要

いいえ

A+Dが必要

いいえ

(新たに追加)

被保険者と同居

はい

A+B+Cが必要

いいえ

A+B+Dが必要

A: 収入が確認できる書類

B: 身分関係(続柄)が確認できる書類

C: 同居が確認できる書類

D: 仕送り額が確認できる書類

## A 収入が確認できる書類 (16歳以上全員)

※16歳未満の場合は、添付を省略できます。

①～⑦のいずれかを留意

① 収入がない場合	課税(非課税)証明書	
② 退職した場合	退職証明書、離職票(写)	いずれか一つ
③ 給与収入がある場合	給与証明書(写)【直近3か月分】、源泉徴収票(写)	いずれか一つ
④ 雇用保険の失業給付受給中又は受給終了した場合	雇用保険受給資格者証(写)	
⑤ 年金受給中の場合	直近の改定通知書(写)、直近の振込通知書(写)	いずれか一つ
⑥ 自営業や不動産収入等がある場合	直近の確定申告書(写)	受付印の押印がある、または受付日時・受付番号が確認できるもの
⑦ 上記③～⑥の他に収入がある場合	③～⑥の確認書類 + 課税(非課税)証明書	

## B 身分関係(続柄)が確認できる書類 (該当者)

戸籍謄本(抄本)、または続柄が記載された世帯全員の住民票

※住民票は、被保険者と扶養認定を受ける方が同居している場合に限りです。

## C 同居が確認できる書類 (該当者)

世帯全員が記載されている住民票

## D 仕送り額が確認できる書類 (該当者)

※16歳未満、16歳以上の学生は添付を省略できます。16歳以上の学生の場合は職業欄に「学生」と記入してください。

振込の場合	預金通帳(写)、振込明細票(写)	いずれか一つ
送金の場合	現金書留の控え(写)	

※ご家族が海外在留の場合、必要書類が異なります。ご不明な点は担当までお問い合わせください。